

滋賀県感染症発生動向調査事業実施要綱新旧対照表

新	旧
<p>滋賀県感染症発生動向調査事業実施要綱</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 実施体制の整備</p> <p>1 感染症情報センター</p> <p>県域における患者情報、疑似症情報および病原体情報（検査情報も含む。以下同じ。）を統一的に収集・分析し、これらを速やかに健康医療福祉部<u>感染症対策課</u>および各保健所に提供するとともに、平成11年3月19日付け健医発第48号厚生省保健医療局長通知の別添「感染症発生動向調査実施要綱（以下「国要綱」という。）」（平成27年11月9日一部改正）に基づく中央感染症情報センター（国立感染症研究所感染症疫学センター）に報告し、全国の情報を収集するため、国要綱に基づく感染症情報センターの機能（以下「感染症情報センター」という。）は衛生科学センターが担うものとします。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第5 事業の実施</p> <p>1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（第2の(75)、(85)および(86)）、新型インフルエンザ等感染症（第2の(114)および(115)を除く。）および指定感染症</p>	<p>滋賀県感染症発生動向調査事業実施要綱</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 実施体制の整備</p> <p>1 感染症情報センター</p> <p>県域における患者情報、疑似症情報および病原体情報（検査情報も含む。以下同じ。）を統一的に収集・分析し、これらを速やかに健康医療福祉部医療政策課感染症対策室および各保健所に提供するとともに、平成11年3月19日付け健医発第48号厚生省保健医療局長通知の別添「感染症発生動向調査実施要綱（以下「国要綱」という。）」（平成27年11月9日一部改正）に基づく中央感染症情報センター（国立感染症研究所感染症疫学センター）に報告し、全国の情報を収集するため、国要綱に基づく感染症情報センターの機能（以下「感染症情報センター」という。）は衛生科学センターが担うものとします。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第5 事業の実施</p> <p>1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（第2の(75)、(85)および(86)）、新型インフルエンザ等感染症（第2の(114)および(115)を除く。）および指定感染症</p>

(1) (略)

(2) 調査単位および実施方法

ア～ウ (略)

エ 衛生科学センター

(ア) 衛生科学センターは、別記様式の検査票および検体等が送付された場合にあつては、別に定める病原体検査要領に基づき当該検体を検査し、その結果を保健所を経由して診断した医師に通知するとともに、別記様式により健康医療福祉部感染症対策課および感染症情報センターに送付します。また、病原体情報について、速やかに中央感染症情報センターに報告します。

(イ)～(ウ) (略)

オ 感染症情報センター

(ア) (略)

(イ) 感染症情報センターは、県域内の全ての患者情報および病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報(月単位の場合は月報)等として公表される全国情報と併せて、健康医療福祉部感染症対策課、各保健所および大津市保健所等の関係機関に提供・公開します。

カ 健康医療福祉部感染症対策課

健康医療福祉部感染症対策課は、感染症情報センターから提供された患者情報および病原体情報について、週報(月単位の場合は月報)として、滋賀県医師会、滋賀県病院協会、総務部総務課、県教育委員会事務局保健体育課および健康医療福祉部内各課に配布します

なお、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、新型インフルエンザ等感染症および指定感染症患者の届出があつた場合には、適切な方法を用いて、届出があつた事実(個人情報に関する事項を除く)を前記のう

(1) (略)

(2) 調査単位および実施方法

ア～ウ (略)

エ 衛生科学センター

(ア) 衛生科学センターは、別記様式の検査票および検体等が送付された場合にあつては、別に定める病原体検査要領に基づき当該検体を検査し、その結果を保健所を経由して診断した医師に通知するとともに、別記様式により健康医療福祉部医療政策課感染症対策室および感染症情報センターに送付します。また、病原体情報について、速やかに中央感染症情報センターに報告します。

(イ)～(ウ) (略)

オ 感染症情報センター

(ア) (略)

(イ) 感染症情報センターは、県域内の全ての患者情報および病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報(月単位の場合は月報)等として公表される全国情報と併せて、健康医療福祉部医療政策課感染症対策室、各保健所および大津市保健所等の関係機関に提供・公開します。

カ 健康医療福祉部医療政策課感染症対策室

健康医療福祉部医療政策課感染症対策室は、感染症情報センターから提供された患者情報および病原体情報について、週報(月単位の場合は月報)として、滋賀県医師会、滋賀県病院協会、総務部総務課、県教育委員会事務局保健体育課および健康医療福祉部内各課に配布します

なお、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、新型インフルエンザ等感染症および指定感染症患者の届出があつた場合には、適切な方法を用いて、届出があつた事実(個人情報に関する事項を除く)を前記のう

ち関係する機関等に連絡します。

また、感染症情報センターが収集、分析した患者情報および病原体情報を感染症対策に利用し、関係機関との連携・調整を行います。なお、緊急の場合および国から対応を求められた場合においては、直接必要な情報を収集するとともに、国および他の都道府県等とも連携の上、迅速な対応を行います。

2 (114) 新型コロナウイルス感染症または (115) 再興型コロナウイルス感染症

(1) (略)

(2) 調査単位および実施方法

ア～ウ (略)

エ 衛生科学センター

(ア) 衛生科学センターは、別記様式の検査票及び検体等が送付された場合にあつては、別に定める病原体検査要領に基づき当該検体等を検査し、その結果について、HER-SYS への入力等により、診断した医師、保健所、健康医療福祉部**感染症対策課**、感染症情報センターまたは中央感染症情報センター等に対して、情報共有します。加えて、詳細な病原体情報等については、別記様式により保健所、健康医療福祉部**感染症対策課**および感染症情報センターに報告します。

(イ)～(ウ) (略)

オ 感染症情報センター

(ア) (略)

(イ) 感染症情報センターは、HER-SYS の活用等により、県域内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を公表され

ち関係する機関等に連絡します。

また、感染症情報センターが収集、分析した患者情報および病原体情報を感染症対策に利用し、関係機関との連携・調整を行います。なお、緊急の場合および国から対応を求められた場合においては、直接必要な情報を収集するとともに、国および他の都道府県等とも連携の上、迅速な対応を行います。

2 (114) 新型コロナウイルス感染症または (115) 再興型コロナウイルス感染症

(1) (略)

(2) 調査単位および実施方法

ア～ウ (略)

エ 衛生科学センター

(ア) 衛生科学センターは、別記様式の検査票及び検体等が送付された場合にあつては、別に定める病原体検査要領に基づき当該検体等を検査し、その結果について、HER-SYS への入力等により、診断した医師、保健所、健康医療福祉部医療政策課**感染症対策室**、感染症情報センターまたは中央感染症情報センター等に対して、情報共有します。加えて、詳細な病原体情報等については、別記様式により保健所、健康医療福祉部医療政策課**感染症対策室**および感染症情報センターに報告します。

(イ)～(ウ) (略)

オ 感染症情報センター

(ア) (略)

(イ) 感染症情報センターは、HER-SYS の活用等により、県域内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を公表され

る全国情報と併せて、ホームページへの掲載等の適切な方法により、健康医療福祉部感染症対策課、各保健所および大津市保健所に提供・公開します。

カ 健康医療福祉部感染症対策課

健康医療福祉部感染症対策課は、保健所等が HER-SYS に入力した情報感染症情報センターが収集、分析した患者情報及び病原体情報を感染症対策に利用し、関係機関との連携・調整を行います。なお、緊急の場合および国から対応を求められた場合においては、直接必要な情報を収集するとともに、国および他の都道府県等とも連携の上、迅速な対応を行います。

キ (略)

ク その他

病原体検査を行政検査として医療機関に委託している場合には、当該医療機関において、保健所、大津市保健所および健康医療福祉部感染症対策課等に必要な情報共有を行うこととします。当該情報共有は、HER-SYS への入力により行うことを基本とします。

3 全数把握対象の五類感染症（第2の(75)、(85)および(86)を除く。）

(1) (略)

(2) 調査単位および実施方法

ア～イ (略)

ウ 保健所

(ア)～(イ) (略)

(ウ) 保健所は、届出を受けた感染症に係る発生状況等を把握し、市町、指定届出機関、指定提出機関その他の関係医療機関、医師会、市町教

る全国情報と併せて、ホームページへの掲載等の適切な方法により、健康医療福祉部医療政策課感染症対策室、各保健所および大津市保健所に提供・公開します。

カ 健康医療福祉部医療政策課感染症対策室

健康医療福祉部医療政策課感染症対策室は、保健所等が HER-SYS に入力した情報感染症情報センターが収集、分析した患者情報及び病原体情報を感染症対策に利用し、関係機関との連携・調整を行います。なお、緊急の場合および国から対応を求められた場合においては、直接必要な情報を収集するとともに、国および他の都道府県等とも連携の上、迅速な対応を行います。

キ (略)

ク その他

病原体検査を行政検査として医療機関に委託している場合には、当該医療機関において、保健所、大津市保健所および健康医療福祉部医療政策課感染症対策室等に必要な情報共有を行うこととします。当該情報共有は、HER-SYS への入力により行うことを基本とします。

3 全数把握対象の五類感染症（第2の(75)、(85)および(86)を除く。）

(1) (略)

(2) 調査単位および実施方法

ア～イ (略)

ウ 保健所

(ア)～(イ) (略)

(ウ) 保健所は、届出を受けた感染症に係る発生状況等を把握し、市町、指定届出機関、指定提出機関その他の関係医療機関、医師会、市町教

育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し連携を図ります。

また、感染症情報センターから提供された患者情報ならびに病原体情報について、週報（月単位の場合は月報）等として、管内医師会、市町、市町教育委員会、感染症指定医療機関、指定届出機関、指定提出機関等の関係機関に提供します。

なお、管内の患者情報等に特異な傾向が見られる場合には、感染症情報センターと協議の上、その情報について上記機関に併せて提供するとともに、健康医療福祉部感染症対策課に報告します。

エ 衛生科学センター

(ア) 衛生科学センターは、別記様式の検査票および検体等が送付された場合にあつては、別に定める病原体検査要領に基づき当該検体を検査し、その結果を保健所を経由して診断した医師に通知するとともに、別記様式により健康医療福祉部感染症対策課および感染症情報センターに送付します。また、病原体情報について、速やかに中央感染症情報センターに報告します。

(イ)～(ウ) (略)

オ 感染症情報センター

(ア) (略)

(イ) 感染症情報センターは、県域内の全ての患者情報および病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）等として公表される全国情報と併せて、健康医療福祉部感染症対策課、各保健所および大津市保健所に提供・公開します。

カ 健康医療福祉部感染症対策課

健康医療福祉部感染症対策課は、感染症情報センターで確認された患者情報および病原体情報について、週報（月単位の場合は月報）として、

育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し連携を図ります。

また、感染症情報センターから提供された患者情報ならびに病原体情報について、週報（月単位の場合は月報）等として、管内医師会、市町、市町教育委員会、感染症指定医療機関、指定届出機関、指定提出機関等の関係機関に提供します。

なお、管内の患者情報等に特異な傾向が見られる場合には、感染症情報センターと協議の上、その情報について上記機関に併せて提供するとともに、健康医療福祉部医療政策課感染症対策室に報告します。

エ 衛生科学センター

(ア) 衛生科学センターは、別記様式の検査票および検体等が送付された場合にあつては、別に定める病原体検査要領に基づき当該検体を検査し、その結果を保健所を経由して診断した医師に通知するとともに、別記様式により健康医療福祉部医療政策課感染症対策室および感染症情報センターに送付します。また、病原体情報について、速やかに中央感染症情報センターに報告します。

(イ)～(ウ) (略)

オ 感染症情報センター

(ア) (略)

(イ) 感染症情報センターは、県域内の全ての患者情報および病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）等として公表される全国情報と併せて、健康医療福祉部医療政策課感染症対策室、各保健所および大津市保健所に提供・公開します。

カ 健康医療福祉部医療政策課感染症対策室

健康医療福祉部医療政策課感染症対策室は、感染症情報センターで確認された患者情報および病原体情報について、週報（月単位の場合は月

滋賀県医師会、滋賀県病院協会、総務部総務課、県教育委員会事務局保健体育課および健康医療福祉部内各課に提供します。

また、感染症情報センターが収集、分析した患者情報および病原体情報を感染症対策に利用し、関係機関との連携・調整を行います。なお、緊急の場合および国から対応を求められた場合においては、直接必要な情報を収集するとともに、国および他の都道府県等とも連携の上、迅速な対応を行います。

4 定点把握対象の五類感染症

(1) ~ (3) (略)

(4) 実施方法

ア~ウ (略)

エ 保健所

(ア) 保健所は、患者定点から得られた患者情報が週単位の場合は、調査対象の週の翌週の火曜日までに、月単位の場合は調査対象月の翌月の3日までに、感染症発生動向調査システムに入力することとし、併せて、対象感染症についての集団発生その他特記すべき情報についても健康医療福祉部 **感染症対策課** および感染症情報センターへ報告することとします。また、保健所は、病原体検査が必要と判断した場合は、検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査のための検体等の提供について、別記様式の検査票を添付して依頼するものとします。なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて衛生科学センターと協議します。

(イ) (略)

(ウ) 保健所は、感染症情報センターから提供された患者情報ならびに病

報) として、滋賀県医師会、滋賀県病院協会、総務部総務課、県教育委員会事務局保健体育課および健康医療福祉部内各課に提供します。

また、感染症情報センターが収集、分析した患者情報および病原体情報を感染症対策に利用し、関係機関との連携・調整を行います。なお、緊急の場合および国から対応を求められた場合においては、直接必要な情報を収集するとともに、国および他の都道府県等とも連携の上、迅速な対応を行います。

4 定点把握対象の五類感染症

(1) ~ (3) (略)

(4) 実施方法

ア~ウ (略)

エ 保健所

(ア) 保健所は、患者定点から得られた患者情報が週単位の場合は、調査対象の週の翌週の火曜日までに、月単位の場合は調査対象月の翌月の3日までに、感染症発生動向調査システムに入力することとし、併せて、対象感染症についての集団発生その他特記すべき情報についても健康医療福祉部医療政策課感染症対策室および感染症情報センターへ報告することとします。また、保健所は、病原体検査が必要と判断した場合は、検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査のための検体等の提供について、別記様式の検査票を添付して依頼するものとします。なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて衛生科学センターと協議します。

(イ) (略)

(ウ) 保健所は、感染症情報センターから提供された患者情報ならびに病

原体情報について、週報（月単位の場合は月報）として、管内医師会、市町、市町教育委員会、感染症指定医療機関、指定届出機関、指定提出機関等の関係機関に提供します。

なお、管内の患者情報等に特異な傾向が見られる場合には、感染症情報センターと協議の上、その情報について上記機関に併せて提供するとともに、健康医療福祉部感染症対策課に報告することとします。

オ 衛生科学センター

(ア) 衛生科学センターは、別記様式の検査票および検体が送付された場合にあつては、別に定める病原体検査要領に基づき当該検体を検査し、その結果を病原体情報として病原体定点に通知するとともに、健康医療福祉部感染症対策課および感染症情報センターに送付します。また、病原体情報については、速やかに中央感染症情報センターに報告します。

(イ)～(ウ) (略)

カ 感染症情報センター

(ア) (略)

(イ) 感染症情報センターは、県域内の全ての患者情報および病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）等として公表される都道府県情報、全国情報と併せて、健康医療福祉部感染症対策課、各保健所および大津市保健所に提供・公開します。

キ 健康医療福祉部感染症対策課

健康医療福祉部感染症対策課は、感染症情報センターから提供された患者情報および病原体情報について、週報（月単位の場合は月報）とし

原体情報について、週報（月単位の場合は月報）として、管内医師会、市町、市町教育委員会、感染症指定医療機関、指定届出機関、指定提出機関等の関係機関に提供します。

なお、管内の患者情報等に特異な傾向が見られる場合には、感染症情報センターと協議の上、その情報について上記機関に併せて提供するとともに、健康医療福祉部医療政策課感染症対策室に報告することとします。

オ 衛生科学センター

(ア) 衛生科学センターは、別記様式の検査票および検体が送付された場合にあつては、別に定める病原体検査要領に基づき当該検体を検査し、その結果を病原体情報として病原体定点に通知するとともに、健康医療福祉部医療政策課感染症対策室および感染症情報センターに送付します。また、病原体情報については、速やかに中央感染症情報センターに報告します。

(イ)～(ウ) (略)

カ 感染症情報センター

(ア) (略)

(イ) 感染症情報センターは、県域内の全ての患者情報および病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）等として公表される都道府県情報、全国情報と併せて、健康医療福祉部医療政策課感染症対策室、各保健所および大津市保健所に提供・公開します。

キ 健康医療福祉部医療政策課感染症対策室

健康医療福祉部医療政策課感染症対策室は、感染症情報センターから提供された患者情報および病原体情報について、週報（月単位の場合は

て、滋賀県医師会、滋賀県病院協会、総務部総務課、県教育委員会事務局保健体育課および健康医療福祉部内各課に提供します。また、感染症情報センターが収集、分析した患者情報および病原体情報を対策に利用し、関係機関との連携・調整を行います。なお、緊急の場合および国から対応を求められた場合においては、直接必要な情報を収集するとともに、国および他の都道府県等とも連携の上、迅速な対応を行います。

5 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症

(1)～(2) (略)

(3) 実施方法

ア (略)

イ 保健所

(ア) 届出を受けた保健所は、当該疑似症定点から得られた疑似症情報を、直ちに、汎用サーベイランスシステムに入力することとします。また、対象疑似症についての集団発生その他特記すべき情報についても健康医療福祉部感染症対策課、感染症情報センターおよび中央感染症情報センターへ報告することとします。

(イ) 保健所は、感染症情報センターから提供された疑似症情報について、管内医師会、市町、市町教育委員会、感染症指定医療機関、指定届出機関、指定提出機関等の関係機関に提供します。

なお、管内の患者情報等に特異な傾向が見られる場合には、感染症情報センターと協議の上、その情報について上記機関に併せて提供するとともに、健康医療福祉部感染症対策課に報告することとします。

月報)として、滋賀県医師会、滋賀県病院協会、総務部総務課、県教育委員会事務局保健体育課および健康医療福祉部内各課に提供します。また、感染症情報センターが収集、分析した患者情報および病原体情報を対策に利用し、関係機関との連携・調整を行います。なお、緊急の場合および国から対応を求められた場合においては、直接必要な情報を収集するとともに、国および他の都道府県等とも連携の上、迅速な対応を行います。

5 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症

(1)～(2) (略)

(3) 実施方法

ア (略)

イ 保健所

(ア) 届出を受けた保健所は、当該疑似症定点から得られた疑似症情報を、直ちに、汎用サーベイランスシステムに入力することとします。また、対象疑似症についての集団発生その他特記すべき情報についても健康医療福祉部医療政策課感染症対策室、感染症情報センターおよび中央感染症情報センターへ報告することとします。

(イ) 保健所は、感染症情報センターから提供された疑似症情報について、管内医師会、市町、市町教育委員会、感染症指定医療機関、指定届出機関、指定提出機関等の関係機関に提供します。

なお、管内の患者情報等に特異な傾向が見られる場合には、感染症情報センターと協議の上、その情報について上記機関に併せて提供するとともに、健康医療福祉部医療政策課感染症対策室に報告することとします。

ウ 感染症情報センター

(ア) (略)

(イ) 感染症情報センターは、県域内の全ての疑似症情報を収集、分析するとともに、その結果を週報等として公表される都道府県情報、全国情報と併せて、健康医療福祉部感染症対策課、各保健所および大津市保健所に提供・公開します。

エ 健康医療福祉部感染症対策課

健康医療福祉部感染症対策課は、感染症情報センターから提供された疑似症情報について、滋賀県医師会、滋賀県病院協会、総務部総務課、県教育委員会事務局保健体育課および健康医療福祉部内各課に提供します。また、地方感染症情報センターが収集、分析した疑似症情報を感染症対策に利用し、関係機関との連携・調整を行います。なお、緊急の場合および国から対応を求められた場合においては、直接必要な情報を収集するとともに、国および他の都道府県等とも連携の上、迅速な対応を行います。

6 積極的疫学調査

(略)

7 オンラインシステムによる積極的疫学調査結果の報告の実施方法

(略)

第6 (略)

ウ 感染症情報センター

(ア) (略)

(イ) 感染症情報センターは、県域内の全ての疑似症情報を収集、分析するとともに、その結果を週報等として公表される都道府県情報、全国情報と併せて、健康医療福祉部医療政策課感染症対策室、各保健所および大津市保健所に提供・公開します。

エ 健康医療福祉部医療政策課感染症対策室

健康医療福祉部医療政策課感染症対策室は、感染症情報センターから提供された疑似症情報について、滋賀県医師会、滋賀県病院協会、総務部総務課、県教育委員会事務局保健体育課および健康医療福祉部内各課に提供します。また、地方感染症情報センターが収集、分析した疑似症情報を感染症対策に利用し、関係機関との連携・調整を行います。なお、緊急の場合および国から対応を求められた場合においては、直接必要な情報を収集するとともに、国および他の都道府県等とも連携の上、迅速な対応を行います。

6 積極的疫学調査

(略)

7 オンラインシステムによる積極的疫学調査結果の報告の実施方法

(略)

第6 (略)

付 則

この実施要綱は、平成13年4月1日から施行します。

(中略)

付 則

この実施要綱は、令和3年2月13日から施行します。

付 則

この実施要綱は、令和3年4月1日から施行します。

「届出基準等通知」の取り扱い

(略)

別表1～4 (略)

別記様式7-1～7-7 (略)

付 則

この実施要綱は、平成13年4月1日から施行します。

(中略)

付 則

この実施要綱は、令和3年6月23日から施行します。

付 則

この実施要綱は、令和3年2月13日から施行します。

「届出基準等通知」の取り扱い

(略)

別表1～4 (略)

別記様式7-1～7-7 (略)